

経済の現状と税制改正の展望

宮 沢 洋 一

はじめに

御紹介いただきました宮沢洋一でございます。

ただ今、御紹介いただきましたように、私は、一九九〇年の秋から九二年の四月まで、当研究所のニューヨーク事務所長を務めさせていただきました。こちらにお邪魔するのは、それから二五年ぶりということになります。

また、一九八八年に、当時の大蔵省証券局総務課で課長補佐を務めていた際、インサイダー取引

規制に関する法律について、この会議室で御説明を申し上げたことがあります。今から三〇年近く前のことです。

今日は、大蔵省・財務省の先輩や後輩がたくさんいらつしゃっています。また、研究所の講演会で政治家を招かれた前例はないように伺っており、責任重大であると感じています。この後、最近の政治の動き、経済政策、税制改正などについてお話しし、最後に御質問に対してお答えを申し上げます。

一、最近の政治の動き

(森友学園問題)

年初から話題になっている森友学園問題は、国有地が法外に安く同学園に売却されたのではないかとということがポイントです。森友学園は、評価額一二億円の土地を、ごみの撤去費用を差し引いて、一億数千万円で購入したと言われています。他方、隣接する土地を豊中市が一四億円ほどで買ったとされており、これらの二つを比較して、余りにも安い値段で森友学園に国有地を売却するのはひどいではないかと言われたわけです。しかし、豊中市には国から一二億円ほど補助金が出ておりますので、二つのケースで、ネットの購入価格ほとんど変わりません。いずれにしても、この件は本質的な問題ではないと思います。

(加計学園問題)

その後、加計学園問題が持ち上がりました。これまで五〇年間、わが国では獣医学部は新設されていません。他方、鳥インフルエンザやBSEなど、新たな問題が次々に起こってきています。それに対応するための獣医が、公的機関には十分でないという状況があります。

この問題に関連して、獣医の需給調整が必要という議論が行われています。医師や歯科医師の場合、公的社会保障の担い手であり、多過ぎても困るし少な過ぎても困りますので、需給調整を行うことは当然必要です。しかし、獣医は自由診療の世界ですから、もともと獣医が何人いても構わないはずで、獣医師免許を持った人が増えれば増えるほど、公的機関や製薬会社に就職する獣医が増えることとなります。このような世界に需給調整という概念を持ち込んでいる農林水産省や文

部科学省がおかしいのではないかと思います。

事実関係は、獣医は需給調整になじまない、したがって、獣医学部を作りたいという人がいれば作らせればよい、ただ、他方で、獣医学界の意向もあるため、すぐに全国で獣医学部の設置を認めるわけにはいかない、そこで、まず一校だけ設置を認めようということになったということではないかと思います。安倍総理も、内閣府も、加計学園にしろとはおっしゃっていないと思っております。

このように説明すれば、本来は何でもなかったところが、必ずしも丁寧な説明がなされなかったために、大きな問題になってしまいました。

(内閣支持率の低下)

その後、都議会議員選挙が行われた七月二日にかけて、いろいろな失言やスキャンダルが起こ

り、それが安倍内閣支持率の急激な低下につながっています。私も、五月の連休明け頃から、東京や地元の広島で経済界の方々とお話しする中で、安倍総理の政治手法が強硬過ぎるのではないかと言う方が増えてきました。かなり雰囲気が悪くなっており、支持率が下がるかもしれないと思っていました。今、名前が挙がっている方々、頭文字をとって「THIS IS」と言うようですが、これらの方々の失言やスキャンダルで、今日、発表された安倍内閣の支持率は、さらに下がってしまったようです。

(今後の見通し)

一昨年は、平和安全法制の国会審議が行われ、批判的な議論が根強い中で、安倍内閣への支持率が下がりました。しかし、そのような個別の問題であれば、話せばわかってもらうことも可能で

す。しかし、今回は政治の手法、やり方の問題であり、かなり厄介だと思えます。

安倍総理は、二〇一二年一二月から四年半、総理をやっておられます。基礎知識がしっかり頭に入っており、それを散りばめながら本当に巧みに答弁されます。他方、ややこしい、嫌な質問に対しては、斜めから答弁されるようなところがあ
り、質問する方からしますと、ある意味で不愉快な相手かもしれません。安倍総理の答弁がうまくなり、総理大臣の職に慣れれば慣れるほど、安倍一強とか、やり過ぎと受け止められ、それが逆効果になって支持率が下がるという状況になっていきます。

安倍総理は、八月三日に内閣改造を行い、原点に立ち返って取り組むとおっしゃっているようです。これまでの例を見ますと、内閣を改造しても、支持率が下がった例がかなり多いように思

ますので、安倍総理は、その辺りも相当慎重に考えながら、内閣改造をされることになると思

一、安倍政権の経済政策

(原点に戻る)

安倍政権がこれからやらなければならないことは、まさに原点に戻ることです。その原点とは、アベノミクスの三本の矢、すなわち、大胆な金融政策、機動的な財政政策、そして成長戦略です。これらのうち、成長戦略は、政策としてはまだ成功していないと言わざるをえません。これに徹底的に取り組んでいくことが、安倍政権の原点に戻ることだと考えています。次の内閣でこれができるば、安倍内閣への支持率が回復することも期待できると思

(アベノミクスへの取り組み)

二〇一二年一二月の発足後、安倍内閣は、ロケットスタートに成功したと言われました。何よりも金融政策が効いたのだろうと思います。本来であれば、その前の野田政権の下で、それなりの円安が実現できたはずですが、実は、政権交代前の二〇一二年夏頃から、円安に向う環境が整ってきていました。にもかかわらず、民主党政権はそうした環境変化にうまく対応できませんでした。安倍政権が誕生し、日本銀行総裁に黒田東彦氏を迎えることによって、局面の転換が図られ、円高が是正されて円安が進展したわけです。その結果、トヨタを中心とする日本の自動車産業の元気がよくなって、それが経済全般に行き渡っていききました。

その後、ある意味ではその余韻で四年半食べてきて、最も重要なところが忘れ去られているので

はないかと感じています。第三の矢のキャッチアップレーズとして、成長戦略の後、地方創生がうたわれ、その後も、一億総活躍、働き方改革など、次々に新しいキャッチフレーズが登場してきています。それぞれ重要な要素が含まれておりますが、改めて原点に返ることが何よりも重要ではないかと考えています。

(働き方改革)

働き方改革について申しますと、何のために働き方を改革するのかというところがぼけているのではないかと思います。

最初に働き方改革が打ち出されたときは、正規、非正規の間の格差是正が中心的な課題に位置付けられました。その後、「保育園落ちた。日本死ね」というブログに注目が集まったことから、子育て支援、待機児童解消が喫緊の課題とされま

した。それからしばらく経つうちに、電通の女性社員の自殺が、長時間労働に起因するものとされたことから、長時間労働の是正が重要な課題とされるようになりました。このように、最近一年半ぐらいの間に、働き方改革の中身はどんどん変遷してきているわけです。

働き方改革で最も重要なことは、労働時間が短くても、それを補って余りある生産性の向上を実現することです。内閣府の政策統括官等に、働き方改革の議論を進めるに当たって、全要素生産性が上昇するようなシミュレーションを行っているのかと聞きましたが、明確な答えが返ってきません。この点が抜けたまま、働き方改革の議論が進められてきた点に、最大の問題があるのではないかと思います。

改めて原点に戻り、生産性の向上のために徹底的な取り組みを進めることによって、成長戦略を

成功させなければならぬと考えています。

(成長のエンジンを載せかえる)

私は、二〇一四年から一五年にかけて経済産業大臣を務めました。大臣就任後、幹部職員に対して「成長戦略で最も重要なことは、日本経済のエンジンを載せかえることであると思ってくれ」と言いました。日本がジャパン・アズ・ナンバーワンと言われてもはやされていた頃のエンジンは、昔のアメリカ車のように、排気量が大きく馬力もあるが、環境にはよくないし燃費もよくないというものでした。

かつての日本の成功モデルは、ある意味で、日本が地政学的に大変恵まれた地位にあったからこそ実現したものです。東西冷戦の時代、東西間に経済的な交流はほとんどありませんでした。開発途上国もまだ成長してきていませんでした。当

時、日本は西側の同盟国の中にあつて、最も賃金の低い国の一つでした。加えて、当時の人口は、アメリカが二億五〇〇〇万人ぐらい、日本が一億二〇〇〇万人ぐらいでした。まだEUはできていませんので、イギリス、フランス、ドイツなどのヨーロッパ主要国も、人口はたかだか五〇〇〇万人ないし六〇〇〇万人に過ぎませんでした。巨大な国内マーケットを抱えた日本は、人件費の低さを生かして、大量生産した物を薄利多売することによって成長してきました。これが、かつての日本の成功モデルです。

こうした環境がガラッと変わる契機になったのが、一九八九年にベルリンの壁が崩壊し、東西冷戦が終局したことです。その後、東側の盟主であったソ連が解体し、なくなりました。そうしなると、ソ連怖さになかなか前に踏み出せなかつたEUが、通貨統合まで実現することになりました

た。また、中国も、表向き共産主義を標榜しつつ、原始的な資本主義の導入にばく進することができました。このように非常に大きくダイナミックな動きが出てきたわけです。

こうした動きの中で、中国を初めとして、日本よりはるかに人件費が低く、いろいろな物を安く生産できる国が出てきました。国内マーケットに關しましても、アメリカは三億人、EUは四億人、中国、インドに至っては一〇億人ないし一五億人という巨大なマーケットを持っています。東西冷戦の終局以降の我が国において、失われた二〇年と言われる時期が続いたことは、かつての日本が強みとしたことが失われてしまったことと密接に關連しているように思います。

(成長戦略の見える化)

それでは、日本はどのようにすればよいので

しようか。それは、少量生産で高付加価値型のモノ作りであり、サービス産業の生産性の向上です。付加価値を高め、生産性を向上させることが何よりも重要です。

このような認識を踏まえ、経済産業大臣就任に当たって、幹部職員に対して「日本経済のエンジンを載せかえなければならぬ。これからは、小型で馬力はそれほど大きくなくても、環境に優しく、燃費もよいエンジンに載せかえていこう。大企業だけでなく、中堅企業、中小企業にも、生産性向上のために取り組んでもらうことが重要だ。

さらに、世界のマーケットに飛び出していってもらえるような政策を進めよう」と言ったわけだけです。

そこで、「成長戦略の見える化」と称して、「中小企業、あなたが主役」と銘打って、いろいろな成功例、失敗例をネットで見られるようにしまし

た。銀行の融資担当者にも見ていただいて、企業の成長の可能性を考えるヒントにしてもらいたいと思っています。また、大臣を退任する直前の二〇一五年七月には、これらの企業を徹底的に応援する政策を打ち出しました。そのような地道な作業をいろいろな分野で進めていくことが、これらの日本の成長戦略にとって最も重要なことだろうと思います。

（サービス産業の生産性向上）

もう一つ、経済産業大臣を務めた際に言いましたのが、「GDPや従業員数において、製造業が占めるウエートはたかだか三割で、非製造業が七割を占めている。このため、最も重要なのはサービス産業の生産性を向上させることである」ということでした。これに関連して、日本のサービス産業の生産性を比較し、どの分野が優れており、

どの分野が劣っているか調べてほしいと言いました。一ヶ月ほど経ったところで、担当局長から上がってきた報告は、「調べみたが、よい統計が全くない」というものでした。そこで、総務省統計局と協議してこの分野の統計の整備を進めるとともに、まずは経済産業省が所管している卸・小売業について、しっかりと分析するよう指示を出しました。大臣を退任した後も、途中経過の報告を受けておりますが、作業は進んでいないというのが実情のようです。

(まとめ)

生産性の向上は、資本投入、労働投入の増加と全要素生産性の向上によって達成されます。これらのうち、資本投入又は労働投入の増加の意味するところは、非常にわかりやすいのですが、全要素生産性の向上については理解しづらいところが

あり、これを分析することは極めて大変な作業だろうと思います。今後、この点も含め、生産性の向上に向けて、改めて地道な努力を積み重ねていくことが、安倍内閣にとって最も重要な課題ではないかと考えています。内閣改造を通じて、この点にしっかりと取り組めるような体制が整えられ、国会でも、政策がしっかりと議論されるようになってほしいと願っています。

三、税制改正への取り組み

(平成二二年度税制改正法附則一〇四条)

次に、税制改正についてお話していきます。ここ一〇年近くの税制改正の原点は、全て平成二一年度(二〇〇九年度)の税制改正法の附則一〇四条にあります。附則と申しましたが、時には、重要な意義を有する附則があり、改正法の附則一

○四条は、まさに将来の税制改正の方向を書き込んだ、極めて重要な附則であると言えます。具体的には、例えば消費税であれば、税率を引き上げるが、同時に、低所得者対策を講じることとされています。また、法人税であれば、国際的な水準を考慮して、税率を引き下げることとされています。さらに、所得税であれば、高所得者の税率を引き上げ、相続税であれば、課税ベースを広げる方向で検討することとされています。

(社会保障と税の三党合意―経緯)

税制改正法が成立した直後の二〇〇九年八月三〇日に衆議院選挙が行われ、民主党が過半数を獲得して、新たに民主党政権が発足しました。私はその選挙で落選し、一年弱、外から国会の動きを見ていました。政権が交代しましたので、次の税制改正で、附則一〇四条は削除されることになる

のではないかと思っていました。しかし、結果的に、民主党政権では附則一〇四条には全く手がつけられず、そのまま残されました。

二〇一〇年から一年の菅内閣のときに、民主党内で消費税引き上げ論議が始まりました。その後、与謝野馨先生のご尽力もあり、さまざまな紆余曲折を経て、二〇一二年の春に消費税引き上げ法案が国会に提出されました。

自民党は、消費税の引き上げ自体には反対ではありませんが、消費税を上げて税収を増やしても、つまり、蛇口を開いてどんどん水を入れても、風呂桶の栓が抜けていたらどうしようもないだろうと考えていました。風呂桶の栓というのは社会保障のことを指しています。この点を踏まえ、自民党は、社会保障と税を一体的に議論しなければならぬと主張していました。

結果的に、二〇一二年の夏前に、いわゆる社会

保障と税の三党合意がなされました。

(三党合意―社会保障)

このとき、自民党幹部の間では、次の衆議院議員選挙に向けて公約を作り始めていました。社会保障については、甘いことは言えないという認識を踏まえ、合理化、重点化を図るといふ厳しい内容のものでした。これを基に、自民党では、社会保障改革基本法案を用意していました。三党合意では、かなり自民党案が残る形で、社会保障制度改革の大きな骨組みが固まりました。

(三党合意―税)

税については、消費税率を引き上げることが盛り込まれています。民主党からは、二段階で税率を引き上げるといふ案が出されました。自民党側には、一段階でよいという議論もありましたが、

一段階方式にも二段階方式にもそれぞれメリットとデメリットがあることを踏まえ、与党の主張を入れて、二段階での引き上げを受け入れました。

三党合意に向けた協議において、公明党は、消費税率の引き上げには決して賛成ではありませんでした。しかし、民主党と自民党の間で協議がまとまる方向が見えてきましたので、消費税率の引き上げを認めた上で、食料品について軽減税率を導入することを主張しました。自民党も、民主党が主張している給付付き税額控除の導入が困難と考えていたこともあり、ヨーロッパ型の軽減税率の導入を受け入れざるをえないと考えていました。

そこで、三党合意では、自公は軽減税率、民主党は給付付き税額控除という両論併記で妥協したわけです。

三党合意では、その他、高所得者の所得税率の

引き上げ、相続税の課税ベースの拡大などが盛り込まれました。

(附則一〇四条―法人税)

その後、二〇一二年の暮れに、自公が政権に復帰しました。

二〇一五年度(平成二七年度) 税制改正のとき、私は経済産業大臣として、法人税率の引き下げを実現しました。二〇一四年の『日本再興戦略』で、数年のうちに、三〇%を切るところまで法人実効税率を引き下げるという方向付けがなされていたことを受けたものです。

もともとの自民党税制調査会の主流の考え方は、法人税率を引き下げるより、租税特別措置によってターゲットを絞って減税を行った方が効果的だというものでした。一般的な税率を下げることによって、国際競争力とは関係のない国内企業

の税負担を減らすより、国際競争力のあるモノづくり企業に減税の恩恵が及んだ方が、日本経済にとってプラスが大きいという考え方が底流に流れていました。

その後、これまでの主流の考え方は必ずしも妥当しないかもしれないという考え方が出てきました。非製造業が七割という状況の中で、減税の効果が非製造業に及ばないのは問題が多い、一般的な税率を下げることによって、各企業・業界の創意工夫を促した方がよいと考えられるようになったわけです。このような方針転換があったのが、二〇一四年度(平成二六年度)、二〇一五年度(平成二七年度)の税制改正のときでした。

繰り越し損失控除の額を絞ったり、租税特別措置を見直したりすることで、結果的に、二〇一五年度(平成二七年度) 税制改正で、二%以上、法人税率を引き下げることができました。二〇一六

年度（平成二八年度）税制改正では、法人実効税率は三〇％を切るところまで下げることができました。

（附則一〇四条―消費税）

附則一〇四条の課題のうち残された最大の課題が、消費税の軽減税率でした。先ほど申し上げましたように、附則一〇四条で、消費税率は引き上げるが、同時に、低所得者対策を行うことが決まっていたわけです。具体的な低所得者対策として、民主党は給付付き税額控除を主張し、自公は軽減税率を主張していました。そう遠くない時期に行われる衆議院議員選挙で、勝った方が自分の考えを実現しようということになっていました。二〇一二年一二月の選挙で、自公が過半数を占めましたので、軽減税率の議論が開始されました。

（給付付き税額控除の問題点）

給付付き税額控除とは、簡単に申しますと、消費税率が引き上げられることによって、消費者の負担が増えますので、所得が中程度以下の方に對して、例えば一〇万円の税額控除を行うとします。このとき、所得税が一〇万円に満たない方に、現金で一〇万円を支給しようというものです。給付付き税額控除とは、このような措置を講じることで、消費税率が上がることによる負担の軽減を図ろうとするものです。

給付付き税額控除の問題点は、一つは、民主党が考えている金額では、規模が大きくなり過ぎて、財政面の負担が大き過ぎるということです。もう一つ、我が国において、事業所得にかかる所得税の実調率は一％前後にとどまり、ある意味で納税者の言いなりで税金が決まっているということがあります。つまり、事業所得に関しては、ほ

とんど所得の把握ができていないというのが実情です。そのような状況の下で、税額が少ない方に国が給付を行うとすれば、場合によっては、盗人に銭を渡すようなものとなりかねません。そのような制度を実施することは、とてもできるはずがありません。

加えて申しますと、日本においては、ほとんど低所得者の把握ができていません。国税に関して、税務署は、年収五〇〇万円を超える給与所得者の源泉徴収票、講演料等の源泉徴収票、上場株式の配当所得の源泉徴収票ぐらしか持っています。市町村は、全ての給与所得者又は年金所得者の源泉徴収票を持っていますが、それらを使いこなす能力が十分ではありません。

これまでも、例えば子どもがいる人たちに商品券を配るような政策が実施されたことがあります。今も、軽減税率が導入されるまで、いわゆる

簡素な給付として、所得の低い方に一人年間四〇〇〇円ほどが支給されています。しかし、市町村が所得の低い方を正確に把握できているわけではありません。低所得者の可能性のある方々に大量に申込書を配布した上、請求してきた方に給付を行っているのが実態です。

このようなところで、例えば一〇万円の給付を行おうとしても、現実には執行不可能ではないかと思えます。

(軽減税率の導入)

軽減税率にもいろいろと問題がありますが、給付付き税額控除よりむしろとうとうということで、自民党は軽減税率の導入を主張してきました。

その後、軽減税率の導入に向けた検討を始めましたら、正直に申し上げて、非常に難しい問題であることがわかってきました。実際、ヨーロッパ

等では、食料品を中心に軽減税率が導入されていますが、税を巡る訴訟の七割ないし八割は、軽減税率の適用対象かどうかに関するものであると言われています。

イギリスでは、冷たい食品は食料品として軽減税率が適用されますが、温かい食品には標準税率が適用されます。カナダでは、ドーナツを買うとき、五個以内であれば外食扱いで標準税率が適用されますが、六個以上買いますと軽減税率が適用されることになります。このように、よく似たもの間で線を引くのは大変な作業です。

二〇一五年度（平成二七年度）税制改正において、いろいろな紆余曲折を経て、消費税率の一〇％への引き上げ時に、酒と外食を除いた食料品に対して、八％の軽減税率を導入することが決まりました。酒税法があり、酒は明確に定義されていますので、酒を除外するのは簡単です。しか

し、外食については、明確な定義が存在していないため、線引きを行うのに主税局は大変な苦勞をしたようです。病院の食事は社会保険料等と同じで非課税になっており、この点は今後も変わりません。学校給食は、選択の余地がないため、外食扱いせず食料品として扱われます。他方、社員食堂での食事は、選択の余地がありますので、外食として標準税率が適用されます。生きた牛・豚は、食料品ではなく標準税率が適用されますが、生きた魚は、観賞用のものを除き、食料品として軽減税率が適用されます。細かく説明しようとして、舌をかみそうになってしまいました。

二〇一九年一〇月一日に消費税が一〇％に引き上げられますと、そのときから軽減税率が導入されることになりました。ある程度混乱は起きるかもしれませんが、混乱をどうやって最小限にとどめるかが課題です。この点の備えをしっかりとしてい

かなければなりません。

軽減税率の導入は、非常に多くの方々に影響が出てきます。例えば、証券会社であっても、社員
の夜食や弁当など、食料品を仕入れることがある
でしょう。売り上げに食料品はないと思いま
すが、仕入れに食料品がありうることを念頭に置い
て、きちんと区分経理ができるようシステム改正
を行っていたかなければなりません。今日、参
加されている皆様にも関係しますので、しっかり
対応していただきたいと思っています。

四、平成二九年度税制改正

(所得税の見直し)

二〇一六年度(平成二八年度)税制改正によつ
て、附則一〇四条に掲げられた課題は全て処理さ
れたこととなります。そこで、昨年暮れの二〇一

七年度(平成二九年度)税制改正では、所得税が
税制改正作業の中心になりました。所得税につい
ては、一九九五年度(平成七年度)の税制改正以
降、大きな改正が行われなまま今日に至ってい
ます。

前回の所得税の大改正は、分厚い中間層を育て
るため、年収六〇〇万円ないし一〇〇〇万円を超
える層の減税幅を大きくする方向で行われまし
た。それから二〇年以上が経ち、この間に世の中
は大きく変わってきています。

例えば、当時、非正規労働者は極めて限られて
いましたが、今は、非常に多くの方が非正規労働
に従事しています。そうした中、非正規労働者と
正規労働者の間の格差が大きな問題になっていま
す。また、生産年齢人口が減少する中で、労働投
入量を増やすための方策を講じなければなりません。
そのためには、次の三つのいずれかの対応が

必要になります。一つは、定年後も元気な方にしつかりと働いてもらうことです。二つ目は、女性が社会進出しやすく、仕事がしやすいような環境を作ることです。三つ目は、外国から人が入ってくるようにすることです。なお、三つ目は、自民党内ではかなりアレルギーの強い政策です。

以上のようなことを踏まえ、女性が働きやすい環境を作っていくことが重要な課題になります。二〇一七年度（平成二九年度）の税制改正を手始めに、三、四年あるいは五年ぐらいをかけて大きな見直しを行っていくことになろうと思います。

（配偶者控除の見直し）

二〇一七年度（平成二九年度）税制改正で手がけましたのが、配偶者控除です。よく年収一〇三万円の壁と言われます。もつとも、税法上は、年収が一〇三万円を超えても、特別控除の制度が

あって、控除額が徐々に減っていきますので、年収が多くても税を引いた後の手取り額が少なくなるような逆転現象は起こらなくなっています。つまり、税が壁になってくるようなことはありません。他方、家族手当、配偶者手当を支払っている会社が七割程度あり、その大部分で、妻の年収が一〇三万円を超えると、一百万円の手当がゼロになってしまうような制度になっています。一般企業の制度が税法を基にできており、それが壁を作っているわけです。なお、その上に社会保険料の一三〇万円の壁があります。

（夫婦控除の検討）

政府税制調査会は、夫婦控除が最もよいというニュアンスの報告書をまとめています。夫婦控除とは、奥さんが働いているか、いないかにかかわらず、夫婦単位で控除の枠を設けるというもので

す。この制度の下では、一人が働いている場合は、一人の年収から全額を控除し、二人が働いている場合は、控除枠を分割し、二人の年収からそれぞれ控除を行うこととなります。

昨年夏頃から、自民党内でも夫婦控除について真剣に検討を始めたが、一週間も経たないうちに、夫婦控除は無理だという結論に至りました。なぜかと申しますと、夫婦控除を全ての夫婦に認めることになると、何兆円もお金がかかってしまうという問題があります。このため、どこかで所得制限をかけなければなりません。残念なことに、夫婦合算した所得を把握している役所は一つもありません。例えば、一方に、年収一二〇〇万円のご主人と専業主婦の夫婦、他方に、共稼ぎでいずれも年収六〇〇万円の夫婦がいるとします。夫婦控除の制度の下では、これらの夫婦は同額の控除を受けることができなければな

らないはずですが。しかし、夫婦で合算した収入に関する資料がどこにも存在しないのです。マイナンバーが定着し、それが十分に活用できるようになれば、夫婦合算の収入を把握することができるようになるのかもしれませんが、今の状況では、夫婦控除を導入することはとてもできないという結論になりました。

(配偶者控除の拡充)

最終的には、配偶者控除の対象を一〇三万円から一五〇万円まで広げ、一五〇万円から二〇一万円までの方については徐々に控除額を減らすという形で、配偶者控除の拡充を図りました。パートで働いている女性で、年収二〇〇万円を超える方はわずか数%に過ぎません。普通のパートの方は、概ね、年収二〇〇万円以内に収まっており、ほとんどの方に対しては、税制面の配慮が及ぶ形

になりました。あとは、民間企業で配偶者手当を見直してもらえれば、一〇三万円の壁は解消することになります。

(各種控除の見直し)

今年の二〇一八年度(平成三〇年度)税制改正から、各種控除の見直しに取り組んでいくこととなります。

まず、基礎控除があります。三八万円の基礎控除は所得控除ですから、国税と地方税を合わせて税率が五〇%の方の場合、税金は一九万円減ることになります。他方、地方税しかかかっていない方の場合、税率は一〇%ですから、税金は三万八〇〇〇円しか減らないこととなります。格差拡大の問題への対応とも関連して、この点をどう考えるかという問題があります。

さらに、所得の種類に応じて控除が行われてい

るものとして、給与所得控除と公的年金等控除があります。給与所得について申しますと、国際的に見てかなり多額の給与所得控除が行われています。給与所得控除は、ここ数年の間に二回にわたって削減し、現在、上限は二二〇万円までとなつています。システムエンジニアや生保レディーなど、会社の中で働いているけれども、給与所得者ではないという人が増えてきています。

このような方は事業所得者ですから、必要経費は認められますが、それほど多くの経費が認められるわけではありません。それに対して、給与所得者が自動的にかなり多額の給与所得控除を受けていることをどう考えるかが検討課題になります。

年金について申しますと、年金保険料を支払うとき、運用して配当・利子等が支払われるとき、最終的に年金の給付を受けるときの三段階にわたって、ほぼ税金がかかっていないことをどう考

えるかが検討課題になります。

さらに、公的年金等控除を受けながら、給与所得控除を受けている方がおられることをどう考え、どう対応していくかという問題もあります。

以上のような問題について、今年の秋から暮れにかけて議論し、結論を出せるものから出していかなければなりません。

五、金融関係税制

(ゴルフ場利用税)

最後に、金融関係の税制についてお話をさせていただきます。

昨年の税制改正で最後までもめましたのが、ゴルフ場利用税でした。ゴルフ場利用税の税収は、四分の三が市町村に、四分の一が県に配分されます。税額は、ゴルフ場の格によって変わってきます。

す。ゴルフ場は、地域的に集中して立地していますので、ゴルフ場利用税が大きな財源になっている市町村がかなりあります。

他方、ゴルフ関係者からしますと、スポーツで税金をかけられているのは、ゴルフだけであるという意識があります。二〇一六年のリオ・オリンピックでゴルフが正式種目となり、二〇二〇年の東京オリンピックでは、霞ヶ関カンツリー倶楽部でゴルフ競技が実施されます。その前に、ゴルフ場利用税の廃止を実現したいという情熱を持っている方がいます。

ゴルフ場利用税は全体で約五〇〇億円弱ですが、廃止した場合に、不足する財源をどう補填するか知恵が出てこないこともあって、長年論争が行われてきました。自民党税制調査会の委員の中に、ゴルフ場利用税は大変問題だと思われる方がおられることもあって、昨年は、最後まで

税制改正大綱の文章が固まりませんでした。

(積立型NISA)

積立型NISAについても、さまざまな意見がありました。金融庁や日本証券業協会等からは、積立型NISAのメリットを聞かせていただきました。それに対して私が申ししたのは、同じようにNISAと言っても、平成二六年に入った今のNISAとは全く違うではないかということですよ。

今のNISAにおいては、年間の投資上限額は一二〇万円となっています。制度の導入が決まったとき、私の資産家の知人が「それはすごい」と言うのです。なぜかと聞きますと、「一二〇万円を捨てたつもりで、ボロ株を買ってNISA口座に入れておいて、それが大当たりしたら、キャピタルゲインを全部もらえることになるのだ

ろう」と言うわけです。一二〇万円を失ってもよいと思えるような人にとって、NISA口座が楽しいみな口座になることは間違いないと言えます。

このように、NISAと積立型NISAは全く異なっており、どう考えても積立型NISAの方が理にかなっているように思えます。そこで、NISAはやめたらどうかと申しますと、いやいやそれはご容赦下さいと言われてしまいました。

財務省は、いろいろな理屈を持ち出して、脱税を追及できるのは最長で七年なので、積立期間は、最長でも一〇年以内とすべきであり、どうしてもと言われても、一五年を超えるような制度を作ることはできないと言っていました。

他方、金融庁は、積立期間はどうしても二〇年は欲しいと言っていました。私は、資産形成を促進するための施策の柱にするならば二〇年でもよいと考えておりましたので、極めて政治的な判断

として、最終的に積立期間二〇年の制度を設けることとしました。

ただし、積立型NISAを伸ばすためには、従来型NISAは、今後、やや縮小する方向で検討しなければならぬと考えており、この点は税制改正大綱にも書き込んでいます。なお、証券界の皆様からは、積立型NISAはあまり利益が出る商品ではないので、従来型のNISAの方がよいという話を伺うことがあります。この点は、今年の暮れにかけていろいろと検討していかねければならないと思っています。

(相続税制)

もう一つ、平成二八年度、二九年度の税制改正では、相続税の見直しに関する御要望をいただきました。上場株式を相続する際、被相続人が亡くなった日の価格で相続財産が評価されます。この

ため、その後、株価が下落するような場合、相続人は大変な思いをすることになるということのようです。

平成二八年度の税制改正の際は、株式の評価額を時価の三割減の七割にしてほしいという要望が出てきました。土地等についても相当減額して評価しているのだから、株式についても同様に扱ってほしいという趣旨と受け止めています。

実際、相続後、株価が下がって、納税するのが大変だったという話はしばしば耳にしています。しかし、相続後、株価が上がった人も同じぐらいいるはず。そのような方に追加で税金を払ってもらえるようになればよいのですが、下がったときのことだけを考えると、制度を作るわけにはいきません。土地等の場合、売りたいと思ったときと買いたいと思ったときで、値段に大きな差が出ることは、しばしばありがちな話です。株式の場合

合は、証券取引所において一つの値段で売り買いがなされることを考慮しますと、土地と同様に扱う理由はないと考えています。

その意味で、この要望は筋が悪いと受け止めており、平成二八年度税制改正の際の議論では、評価の見直しは難しいが、株式を物納対象にしてはどうかという事で整理しました。物納の際の評価額は、被相続人が亡くなった日の価格です。で、物納することによって、価格下落リスクを免れることができます。これは私の想像ですが、物納財産を受け入れる財務局の立場からしますと、売りにくい土地より、上場株式の方がはるかに受け入れやすいのではないかと思います。

昨年暮れ、証券界から、上場株式の評価額を一〇%減額してほしいとの要望が改めて出てきました。物納対象を拡大することの兼ね合いが問題になりましたが、最終的には、評価額の見直しは

認めず、一昨年暮れの方針どおり、上場株式を物納対象に加えることで決着を図りました。

(金融所得課税)

所得税の大改正に関連して、今後、間違いなく検討されることになるのは、金融所得課税をどうするかということです。金融所得に関しては、現在、二〇%の分離課税で統一しているわけですが、国際的に見ますと、税率は低い水準にとどまっています。配当、利子、キャピタルゲインに対する税率の引き上げについて、結論がどう出るかは別にして、これから検討していかなければなりません。

財務省の資料によれば、所得が一億円に達するまでは、租税負担率は右肩上がりです。上がっていきます。しかし、所得が一億円を超えますと、急に租税負担率が下がり二〇%に近づいていくという

姿になっていきます。所得が一億円を超える方は、人数的にはそうたくさんいないはずですが、この辺りのデータを踏まえて、今年の秋から、金融所得課税の議論に入っていくことになると思います。仮に見直しが行われることになると、銀行業界より証券業界に及ぼす影響が大きくなる可能性があります。

以上で私からのお話は終わらせていただきます。(拍手)

増井理事長 宮沢税制調査会長、どうもありがとうございます。大変大きな話から、最後は衝撃的な金融所得課税の話まで、幅広くお話しを伺いました。いろいろなところで証券界もお世話になっていますが、よくわかりました。

それでは、少しお時間が過ぎますので、何なりと御質問いただければと思いますが、いかがで

しょうか。

質問者A お話、ありがとうございました。

自党内の若手議員や、内閣のブレインの方だから、政府のプライマリーバランス黒字化目標を撤回すべきであるという提言が出されています。この点は、固持すべき目標なのか、むしろある程度緩く考えてもよいのか、先生はどのようにお考えでしょうか。

宮沢 日本の財政状況が看過できないほど悪化していることは疑いないことであり、そのような中で、プライマリーバランスを巡る議論がなされてきました。しかし、私の記憶では、プライマリーバランスの議論は、それほど古い歴史があるわけではありません。小泉政権の下で、当時の竹中平蔵経済財政担当相がプライマリーバランスに関する議論を提起しました。当時、上げ潮派と言われる人たちが、増税を行わなくても、歳出削減と経

済成長を組み合わせることで、五年後にプライマリーバランスの黒字化を図ることができると主張しました。その脈絡の中で出てきた概念だと思えます。

家庭であれば、住宅ローンの返済を除き、その他の収支は当然均衡させなければなりません。それと同様に、私は、政府にとつてのプライマリーバランス黒字化目標は、堅持しなければならないと思つています。

難しいのは、プライマリーバランス黒字化目標の撤回を主張する人たちの中には、いろいろな人がいるということです。目標を撤回すれば、予算をたくさん使えると思つている人もおり、これが最もたちが悪いと言えます。他方、このままではプライマリーバランス黒字化目標を達成することは、實際上難しいと考へて、目標の撤回を提言する人もいます。

私は、二〇二〇年にプライマリーバランスを黒字化するという旗印は降ろすべきではないと思えます。しかし、この目標が本当に達成可能かと問われますと、前提となつている年間三%の経済成長が実現できるという自信はないと言わざるをえません。したがって、いずれ、もう少し弾力的な目標を考へてもよい時期が来るかもしれせん。いずれにせよ、プライマリーバランスの黒字化という目標自体をなくすことはできないと思つています。

増井理事長 その他に御質問はありますでしょうか。ないようでしたら、私の方から。

先ほど積立型NISAのお話がありました。日本の将来を考へたとき、高齢者の生活において公的年金があまり頼りにならないとしますと、私的年金、あるいは積立型NISAを拡充するところに、税の資源を投入していくことが重要ではない

かと思いません。この辺りで、税を活用したさまざまな支援策が考えられるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

宮沢 公的年金、DB・DCなどの私的年金、積立型NISAを比較して、年金は一定年齢まで使えないのに対し、その前でも積立型NISAは使えるという点で、両者に違いがあると言われます。しかし、長生きのリスクを考えますと、むしろ早い時期に使えない方がよいのではないかという議論をもっとやっておけばよかったですと思います。

私は、公的年金が頼りにならない中で、積立型NISAを導入することに基本的に賛成していますので、平成二九年度税制改正において積立型NISAを認めたわけです。もともと、正直に申しますと、税で動かせる部分はそれほど大きくないと思っています。自分の資産を増やすことに積

極的な投資家マインドを醸成するため、証券界でも御努力いただくことが重要ではないかと思えます。

増井理事長 他に何か御質問はございますか。

質問者B 本日は非常に示唆に富んだお話を伺いできて、大変ありがたく思っております。

終わりの方で金融所得課税の税率の話をされました。それに関連して、財務省が作成した資料において、所得が一億円を超えると、急に租税負担率が下がって二〇%に近づいていくというお話がありました。しかし、私どもは、この資料の内容は非常に恣意的なものではないかと感じています。

もう一つ、諸外国との比較で、金融所得課税の税率を引き上げる余地があるのではないかというお話がありました。この点に関し、日本では、所得税納税者の八割について、二〇%ないしそれ

以下の税率が適用されています。金融所得だけ、二〇%を超える水準まで税率を引き上げますと、むしろ金融所得重課になってしまうのではないかと思います。この辺りについてもご配慮いただければ大変ありがたく存じます。

宮沢 御意見として承りました。

増井理事長 今の段階ではなかなかお答えが難しいのだろうと思います。

その他に御質問はございますか。

それでは、まだ少し時間はございますが、この辺りで今日の講演会を終わらせていただきたいと思えます。

宮沢先生は、自民党税制調査会の会長であられますが、証券界にも大変なじみの深い方ですし、仲間内でお話を伺ったような感じもいたします。これからも、ぜひ日本の税制のために頑張ってくださいと思います。

皆様、宮沢先生に盛大な拍手をお願いいたします。(拍手)

(みやざわ よういち・参議院議員
自由民主党税制調査会会長)

(本稿は、平成二九年七月一〇日に開催した講演会での講演の要旨を整理したものであり、文責は当研究所にある。)

宮 沢 洋 一 氏

略 歴

- | | |
|-------|--|
| 昭和49年 | 東京大学法学部卒業 同年大蔵省入省 |
| 平成4年 | 内閣総理大臣首席秘書官 |
| 平成6年 | 宮沢喜一政策秘書 |
| 平成12年 | 第42回衆議院選挙初当選 以降3期当選 衆議院厚生労働委員会理事 自由民主党国土交通部会長、政務調査会副会長 内閣府副大臣 |
| 平成22年 | 参議院選挙 当選（広島選挙区） |
| 平成23年 | 自由民主党厚生労働部会長（シャドウ・キャビネット厚生労働大臣） 自由民主党参議院政策審議会会長代理 |
| 平成24年 | 自由民主党政策調査会長代理 |
| 平成25年 | 自由民主党税制調査会幹事、税調小委員長代理 |
| 平成26年 | 経済産業大臣（第2次・第3次安倍内閣） |
| 平成27年 | 自由民主党税制調査会 会長 |